就学支援金等の受給対象とならない保護者の方へ
～高等学校授業料の免除について～

この度の新型コロナウイルス感染症の影響により、失職、倒産などで収入が激減し、授業料の納付が困難となった場合は北海道立学校条例施行規則第１１条に該当し、授業料の免除対象となる場合がございます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響に関係なく、失職、倒産などで家計が急変した場合にも、授業料の免除対象となる場合がございます。

事由が生じた場合や、ご不明な点がある場合はご連絡願います。

北海道札幌平岡高等学校 事務室

TEL(011)882-8122

FAX(011)882-8142

[ホームへ戻る]